



既存住宅状況調査  
技術者講習との  
同日講習も開催

### 登録制度改正

調査のワンストップ化を  
図るため、既存住宅状  
況調査技術者であるこ  
とが適合証明技術者  
の登録条件となりました。

「適合証明技術者」は、住宅金融支援機構のフラット35（中古住宅）、財形住宅融資（リ・ユース住宅）及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査で融資希望物件が住宅金融支援機構の基準に適合しているかどうかの判定業務を行うことができます。「適合証明技術者」の登録には、講習の受講が義務付けられていますので、この機会に是非ご登録ください。

登録  
申請者

建築士法第23条の3に基づく建築士事務所の開設者

受講  
対象者

建築士事務所に所属する建築士

受付期間

令和2年6月1日（月）～ 令和2年10月30日（金）  
※ 各登録窓口・会場ごとに上記期間内で設定します。

講習会  
時期

令和2年7月1日（水）～ 令和2年11月27日（金）  
※ 各登録窓口・会場ごとに上記期間内で設定します。

受講料

14,300円（税込／テキスト代を含む）

登録料

既存住宅状況調査技術者の有効期限により異なります。  
■ 登録期間1年間（有効期限が2022年3月31日の方） 6,160円（税込）  
■ 登録期間2年間（有効期限が2023年3月31日の方） 12,320円（税込）  
■ 登録期間3年間（有効期限が2024年3月31日の方） 18,480円（税込）

受講の  
メリット

■ 同日講習の場合は、既存住宅状況調査技術者講習（更新講習）と適合証明技術者業務講習が1日で受講できます。  
■ 建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなる予定（3単位）

■ 受付に必要な書類（登録申請書、確認書、受講申込書など）は

下記のWEBサイトからダウンロードできます。

<https://www.kyj.jp>

■ 受付期間は、各登録窓口・会場により異なります。

また講習会の日程は随時更新されますので、WEBサイトでご確認ください。

■ 登録証明書は、令和3年（2021）3月上旬から登録者宛てに発送します。

■ 登録申請時に、既存住宅状況調査技術者資格を確認いたします。

※令和2年度に更新講習または新規講習を受講する予定の場合は、登録期間3年間として申請していただきます。

既存住宅状況調査技術者講習を修了後、

資格有効期間の確認ができる修了証明書（または資格者証）の写しを必ず登録窓口にご提出ください。

※書類が提出されない場合は、登録証明書を発行できません。

■ 登録窓口（登録申請書提出先）

名称	所在地	電話
(一社)北海道建築士事務所協会	〒060-0042 札幌市中央区大通西5-11 大五ビル6F	011-231-3165
(一社)青森県建築士事務所協会	〒030-0803 青森市安方2-9-13 青森県建設会館5F	017-773-1596
(一社)岩手県建築士事務所協会	〒020-0016 盛岡市名須川町18-16 建築会館	019-651-0781
(一社)宮城県建築士事務所協会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-2-40 宮城県建築設計会館	022-223-7330
(一社)秋田県建築士事務所協会	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル6F	018-865-1225
(一社)山形県建築士事務所協会	〒990-0023 山形市松波4-1-15 山形県自治会館3F	023-615-4739
(一社)福島県建築士事務所協会	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター5F	024-521-4033
(一社)茨城県建築士事務所協会	〒310-0852 水戸市笠原町978-30 建築会館2F	029-305-7771
(一社)栃木県建築士事務所協会	〒320-0032 宇都宮市昭和2-5-26	028-621-3954
(一社)群馬県建築士事務所協会	〒371-0846 前橋市元総社町2-23-7	027-255-1333
(一社)埼玉県建築士事務所協会	〒336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館5F	048-864-9313
(公社)千葉県建築士事務所協会	〒260-0012 千葉市中央区本町2-1-16 千葉本町第一生命ビル2F	043-224-1640
(一社)東京都建築士事務所協会	〒160-0022 新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3F	03-3203-2601
(一社)神奈川県建築士事務所協会	〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル2F	045-228-0755
(一社)新潟県建築士事務所協会	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1-614 白山ビル6F	025-265-4748
(一社)長野県建築士事務所協会	〒380-0936 長野市岡田町124-1 長水建設会館2F	026-225-9277
(一社)山梨県建築士事務所協会	〒400-0031 甲府市丸の内1-14-19 山梨県建設業協同組合会館2F	055-225-1251
(一社)富山県建築士事務所協会	〒930-0094 富山市安住町7-1 富山県建築設計会館2F	076-442-1135
(一社)石川県建築士事務所協会	〒921-8036 金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター5F	076-244-5152
(一社)福井県建築士事務所協会	〒910-0859 福井市日之出5-4-7 福井県建築会館3F	0776-54-1552
(一社)岐阜県建築士事務所協会	〒500-8358 岐阜市六条南2-13-2	058-277-9211
(一社)静岡県建築士事務所協会	〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7F	054-255-8931
(公社)愛知県建築士事務所協会	〒460-0003 名古屋市中区錦1-18-24 いちご伏見ビル5F	052-201-0500
(一社)三重県建築士事務所協会	〒514-0037 津市東古河町8-17 システックビル4F	059-226-4416

名称	所在地	電話
(一社)滋賀県建築士事務所協会	〒520-0801 大津市におの浜1-1-18 建設会館3F	077-526-4476
(一社)京都府建築士事務所協会	〒602-8031 京都市上京区釜座通榎木町上る東裏辻町417 大和ビル内	075-222-1717
(一社)大阪府建築士事務所協会	〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2F	06-6946-7065
(一社)兵庫県建築士事務所協会	〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-9-18 古河ビル4F	078-351-6779
(一社)奈良県建築士事務所協会	〒630-8115 奈良市大宮町2-5-7 奈良県建築士会館	0742-34-8850
(一社)和歌山県建築士事務所協会	〒640-8045 和歌山市半町38 建築士会館3F	073-432-6539
(一社)鳥取県建築士事務所協会	〒680-0022 鳥取市西町2-102 西町フロンティアビル	0857-23-1728
(一社)島根県建築士事務所協会	〒690-0886 松江市母衣町175-8 建築会館内	0852-23-2582
(一社)岡山県建築士事務所協会	〒700-0824 岡山市北区山下1-3-19 建築会館3F	086-231-3479
(一社)広島県建築士事務所協会	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-23 オガワビル2F	082-221-0600
(一社)山口県建築士事務所協会	〒753-0072 山口市大手町3-8 山口県建築士会館内	083-925-6701
(一社)徳島県建築士事務所協会	〒770-0847 徳島市幸町3-55 自治会館2F	088-652-5862
(一社)香川県建築士事務所協会	〒760-0018 高松市天神前5-18 ルモンド田中ビル3F	087-812-3201
(一社)愛媛県建築士事務所協会	〒790-0002 松山市二番町4-1-5 愛媛県建築士会館3F	089-945-5200
(一社)高知県建築士事務所協会	〒780-0870 高知市本町4-2-15 高知県建設会館3F	088-825-1231
(一社)福岡県建築士事務所協会	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5F	092-473-7673
(一社)佐賀県建築士事務所協会	〒840-0041 佐賀市城内2-2-37 建設会館内	0952-22-3541
(一社)長崎県建築士事務所協会	〒850-0874 長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4F	095-826-7010
(一社)熊本県建築士事務所協会	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4-8-17 熊本県建設会館別館2F	096-371-2433
(一社)大分県建築士事務所協会	〒870-0016 大分市新川町2-4-48	097-537-7600
(一社)宮崎県建築士事務所協会	〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館4F	0985-29-1188
(一社)鹿児島県建築士事務所協会	〒890-0055 鹿児島市上荒田町29-33 鹿児島建築設計会館	099-251-9887
(一社)沖縄県建築士事務所協会	〒901-2101 浦添市西原1-4-26 沖縄建築会館	098-879-1311

【 講習についてのお問い合わせ先 】

(一社)日本建築士事務所協会連合会  
☎ 03-3552-1281 URL <http://kyj.jp>